○関東地方整備局告示第二百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人山梨県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	長岡　康弘
変更後	一

(2)　変更年月日

平成二十三年四月五日

○関東地方整備局告示第二百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大久保秀治
変更後	一

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

イーハウス建築センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中川　一
変更後	一

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	中川　一
変更後	小林　隆夫

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○関東地方整備局告示第二百五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	安井　克昌
変更後	田中　重光、伊倉　清

(2)　変更年月日

平成二十三年三月十五日

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

その関係図面は、平成二十三年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿児島市平川町字鬼ヶ谷六〇九〇番五地内	前	四八・二七～九六・〇六（メートル）
	後	五八・五九～九六・〇六（メートル）、〇・一〇七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十五号	鹿児島市平川町字鬼ヶ谷六〇九〇番五地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月十七日